

2017年10月12日

図書館友の会全国連絡会 御中

「公立図書館の振興・発展に関する政策」について（回答）

日本共産党

貴会の常日頃の、図書館進展のご尽力に敬意を表します。みなさまから様々な形でいただき、ご要望、ご意見は、国会質問などで活用させていただいています。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

図書館は、住民の読書や知りたい、調べたいことを保障する大切な機関です。しかしご指摘のとおり、日本の図書館は国際的に見て極めて立ち遅れ、特にここ十数年にわたって資料費、正規雇用の司書が減らされています。同時に、民間企業にその管理運営を委ねることが続き、図書館現場の創意工夫や利用者住民の提案を生かすことが困難になっています。

その要因は、自治体サービスを「官から民に」委ねようとする自公政権の政策にあります。住民本位の自治体行政、図書館の進展を図る政策に転換させることが極めて重要な時期となっており、そのために力を尽くすことを改めて表明いたします。

1 「公立図書館の振興・発展に関する政策」について

このたびの総選挙にあたっては、「図書館サービスの後退、“委託”を許さず、身近に使いやすい図書館を」と題した政策を発表しました。次の8本を柱とした政策です。

- 1 図書館予算を増額し、資料費などをふやします。
- 2 安心して働きつづけられる図書館にします。一非正規雇用職員の雇用安定、労働条件の抜本的改善
- 3 図書館サービスを向上させます。一指定管理者制度導入反対、民間委託の見直し
- 4 身近な生活圏域に公立図書館を整備させます。
- 5 専任の司書、司書資格のある館長の配置を求めます。
- 6 図書館協議会の拡充を図ります。
- 7 読書の自由、図書館の自由を大切にします。
- 8 図書館の連携協力を進める措置を求めます。

これらの点は、皆さまの認識ともおおむね一致するものと思っております。ぜひともわが党のホームページをご覧ください。

http://www.jcp.or.jp/web_policy/2017/10/2017-62-tosyokan.html

2 「公立図書館の管理運営」について

公立図書館は、直営で、住民参加を大切にして行われるべきだと考えています。

そのために現在、とくに注意しなければならないことは、以下の諸点だと考えています。

——指定管理者制度の導入をやめさせ、民間委託についても見直しを行い、直営に戻していくこと。指定管理者制度などの弊害は全国各地で噴出し、一刻も早い転換が求められていると考えます。

——図書館運営のカナメとなるべき専門職である、司書の増員と養成を重視すること。

——そのためにも、図書館員の非常勤化あるいは民間委託をやめ、正規職員で運営できる当たり前の体制にもどすことを展望しながら、当面、非常勤職員と委託職員の待遇を抜本的に改善し、雇用継続を保障すること。

——図書館長は司書資格のある専任職員とすることを原則とし、その業務にふさわしく安定的継続的に業務に専念できるようにすること。

——図書館協議会の拡充などにより、地域住民の図書館運営への参加を重視すること。なお、住民参加の促進では、窓口の民間委託をやめ、利用者の声を図書館に反映させやすくすることも大切です。

詳しくは、上記の私どもの「政策」をお読みください。

以 上